

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官

大阪空港事務所長 真面 昭一

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せに付すので、見積書の提出を募集する。
なお、本件に係る仕様書等の交付を希望する者は、13. の宛先まで電子メールにより連絡すること。

1. 契約件名 小松空港除雪車庫事務所 パーテーション設置工事
2. 履行期間 契約締結日の翌平日から 令和8年12月15日まで
3. 履行場所 小松空港事務所 除雪車庫(石川県小松市浮柳町ヨ21)
4. 調達内容 本工事は、小松空港事務所の除雪車庫事務室にパーテーションを設置するものである。
5. 見積合わせに参加するために必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、令和7・8年度国土交通省一般(指名)競争参加資格又は令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有していない者については、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に大阪航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者でないこと(関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。))。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 見積合わせ実施日までに、令和7・8年度国土交通省一般(指名)競争参加資格のうち、「建築工事業」でA、B又はC等級で認定をうけていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。))。

6. 資格適合・無効

見積書の提出をもって5. (1)～(5)の資格に適合していることを誓約したものとみなす。
見積合わせ実施日において、5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することは出来るが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。

7. 見積書の提出期限等

大阪空港事務所 総務部 会計課 令和8年10月5日(月) 17時00分

持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。また見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においては、電子メールでの提出も可とする。但し提出期限日に必着であること(電子メールでの提出の場合は、提出期限までにメールでの提出が確認できること)。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

8. 見積合わせ実施場所・日

大阪空港事務所 総務部 会計課 令和8年10月6日(火) 14時30分

9. 見積内訳書の要否(要の場合、見積書の提出時に内訳書を添付すること。内訳書が添付されていない見積書は無効とする。)

否

10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 契約書(又は請書)作成の有無

有(標準契約書)

12. その他

- ・見積書合わせ実施日に5.(1)～(5)に適合しない者の見積書は無効とする。
- ・本件参加にあたっては、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。
- ・本件参加にあたっては、13.に記載の問い合わせ先より直接仕様書を入手すること。

13. 仕様書、見積書の入手先及び契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3丁目371番地

大阪空港事務所 会計課 契約担当

Mail: cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp

TEL: 06-6843-1036